

海岸昇降検知センター運営要綱

昭和52年7月12日

(改正) 平成13年7月23日

(改正) 平成22年7月30日

(改正) 平成30年12月14日

(目的)

1. 海岸昇降検知センター（以下「センター」という。）は各機関がそれぞれの目的により設置している験潮場^{※注1}の験潮記録から地殻変動を検知し、地震予知研究をはじめとした地球科学の研究に役立つため、これら資料を統一した形で迅速に取りまとめて公表する。

※注1：験潮場の名称は各機関によって、「験潮場」「検潮所」「験潮所」等異なっているが、本運営要綱では験潮場の表記に統一する。

(事業)

2. センターは1の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) センター登録験潮場の分布図を作成する。
 - (2) センター登録験潮場について、月平均潮位を整理して潮位月報及び潮位年報を発行する。
 - (3) 過去の潮位観測成果を整理して適当な期間毎にまとめて発行する。
 - (4) 験潮場取付水準測量成果表を取りまとめて適宜更新する。
 - (5) 験潮データ利用者へのデータ提供を行う。
 - (6) その他、センター業務に必要な事業及び懇話会を行う。

(運営)

3. センターは、次により運営する。
 - (1) センターの事業の円滑な運営を図るため、関係各機関職員、学識経験者による運営委員若干名を置く。関係各機関の委員は当該機関の推薦によるものとし、学識経験者については国土地理院長が委嘱する。
 - (2) 運営委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠運営委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - (3) センターは、センターの運営に関する事項等を審議するため、必要に応じ運営委員総会を開催する。
 - (4) センターの事務は国土地理院が行う。